

平成 26 年 11 月

電気工事店 各位

郵送申込みおよび F A X ・ インターネット申込み適用範囲拡大のお知らせについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 25 年 5 月から、東京支店受持区域において試験的に実施をさせていただいておりました「他店申込み・非来店（F A X ・ インターネット）申込適用範囲」の拡大につきまして、当社受持区域全域で一部拡大を行います。

つきましては、下記の内容についてご確認いただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 拡大対象範囲

当社受持区域全域における電気使用申込みを対象とさせていただきます。

2. 郵送申込みおよび F A X ・ インターネット申込みの適用範囲の変更

郵送申込みおよび F A X ・ インターネット申込みの適用範囲を変更いたします。詳細は、添付資料をご参照ください。

3. 実施日

平成 26 年 12 月 1 日（月）より

4. その他

他店分申込みは従来どおり、東京支店受持エリアのみ適用範囲を拡大させていただきます。全域への拡大については検討中のため、別途お知らせいたします。

5. 添付資料

- 「郵送申込みおよび F A X ・ インターネット申込適用範囲の変更内容について」

以 上

東京電力株式会社

郵送申込みおよびFAX・インターネット申込適用範囲の変更内容について

※ 赤字が変更箇所

1. 郵送申込み（当社受持区域全域）

変更前	変更後
<p>○ 低圧架空線供給で電灯24kVA以下，電力38kW以下（主開閉器契約に限り120A：42kW，臨時需要については主開閉器契約125A：臨時電灯25kVA・臨時電力43kW）の単独引込申込分（二世帯住宅含む）のお申込みで，技術協議省略範囲内のお申込み。</p> <p>○ 集合住宅の共用部分（定額電灯）の増・減設については，共用部分の増・減設前後の契約種別が定額電灯であり変更がない場合で，かつ，電気使用申込書や電気設備図面（配線図）で負荷設備等の確認ができるお申込み。</p> <p>○ 一般用電気工作物の範囲でかつ，インバータがJET認証登録品（当社が認証品相当と認めたものを含む）である太陽光発電設備，ガスコージェネレーション発電設備，燃料電池，蓄電池のお申込み。</p> <p>○ 定額電灯，公衆街路灯，従量電灯，低圧電力，臨時電灯，臨時電力，深夜電力，第2深夜電力，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯，曜日別電灯のお申込み。</p>	<p>○ 以下を除く，<u>低圧架空線により供給するすべてのお申込み。【戸数制限なし】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レントゲン装置や溶接機などの特殊設備を設置されるお申込み ・ 電灯と動力の合計契約電力が50kW以上となるお申込み（低圧弾力供給） ・ 低圧電灯架空2条引込方式およびお客さま敷地等に当社変圧器等を施設する供給方式となるお申込み ・ 地中線供給のお申込み <p>○ <u>上記対象外の申込みについて，あらかじめ当社受持事業所での事前協議完了後の「事前協議書」を電気使用申込書とあわせて郵送いただけるお申込み。</u></p> <p>○ <u>すべての太陽光発電設備，ガスコージェネレーション発電設備，燃料電池，蓄電池のお申込み（非認証品もお申込みいただけます）。</u></p> <p>○ <u>全契約種別のお申込み。</u></p>

2. FAX・インターネット申込み（当社受持区域全域）

変更前	変更後
<p>○ 低圧架空線供給で電灯24kVA以下、電力38kW以下（主開閉器契約に限り120A：42kW、臨時需要については主開閉器契約125A：臨時電灯25kVA・臨時電力43kW）の単独引込申込み（二世帯住宅含む）のお申込みで、技術協議省略範囲内のお申込み。</p> <p>○ 集合住宅の共用部分（定額電灯）の増・減設については、共用部分の増・減設前後の契約種別が定額電灯であり変更がない場合で、かつ、電気使用申込書や電気設備図面（配線図）で負荷設備等の確認ができるお申込み。</p> <p>○ 定額電灯、公衆街路灯、従量電灯、低圧電力、臨時電灯、臨時電力、深夜電力、第2深夜電力、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、曜日別電灯のお申込み。</p>	<p>○ <u>以下の対象外を除く、低圧架空線により供給するすべての単独引込分（二世帯住宅を含む）のお申込み。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レントゲン装置や溶接機などの特殊設備を設置されるお申込み ・ 電灯と動力の合計契約電力が50kW以上となる申込み（低圧弾力供給） ・ 地中線供給のお申込み <p>○ <u>上記対象外の申込みについて、あらかじめ受持事業所で事前協議完了後の「事前協議書」を電気使用申込書とあわせて送付いただけるお申込み。</u></p> <p>○ 集合住宅の共用部分（定額電灯）の増・減設については、共用部分の増・減設前後の契約種別が定額電灯であり変更がない場合で、かつ、電気使用申込書や電気設備図面（配線図）で負荷設備等の確認ができるお申込み。</p> <p>○ 定額電灯、公衆街路灯、従量電灯、低圧電力、臨時電灯、臨時電力、深夜電力、第2深夜電力、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、曜日別電灯のお申込み。</p>

3. 他店分申込みの適用範囲について（東京支店受持エリア内のみ）※ 変更なし

変更前	変更後
<p>○ 低圧架空線供給で電灯24kVA以下、電力38kW以下（主開閉器契約に限り120A：42kW、臨時需要については主開閉器契約125A：臨時電灯25kVA・臨時電力43kW）の単独引込申込み（二世帯住宅含む）のお申込み。</p> <p>○ 5戸までの集合住宅で、かつ、配線図面等の提出により、受持事業所窓口での設計協議と同様に、他事業所の窓口や電話等での設計協議が可能なお申込み。</p> <p>○ 全ご契約種別のお申込み。</p>	<p>○ 以下を除く、<u>低圧架空線により供給するすべてのお申込み。【戸数制限なし】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レントゲン装置や溶接機などの特殊設備を設置されるお申込み ・ 電灯と動力の合計契約電力が50kW以上となるお申込み（低圧弾力供給） ・ 低圧電灯架空2条引込方式となるお申込み <p>○ <u>太陽光発電設備10kW未満、かつ認証品のお申込み。</u></p> <p>○ <u>上記対象外に申込みについて、あらかじめ受持事業所で事前協議完了後の「事前協議書」を電気使用申込書とあわせてご提出いただけるお申込み。</u></p> <p>○ 全ご契約種別のお申込み。</p>